

国立大学法人鳴門教育大学情報セキュリティポリシーに関する規程

平成17年 3 月14日

規程第 3 号

改正 平成19年 6 月27日規程第62号
平成20年 3 月17日規程第47号
平成21年 3 月31日規程第27号
平成22年 3 月24日規程第23号
平成23年 3 月31日規程第17号
平成24年 3 月19日規程第17号
平成24年 4 月16日規程第41号
平成26年 3 月24日規程第18号
平成27年 3 月24日規程第25号
平成28年 3 月17日規程第21号
平成29年 3 月 1 日規程第 3 号
平成31年 3 月13日規程第21号
令和 4 年 3 月 9 日規程第25号
令和 5 年 2 月20日規程第 5 号
令和 6 年12月26日規程第39号

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人鳴門教育大学（以下「本学」という。）における情報システムの運用及び管理について必要な事項を定め、もって本学の保有する情報の保護と活用及び適切な情報セキュリティ対策を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) この規程において「情報システム」とは、情報処理及び情報ネットワークに係わるシステムで、次のものをいい、情報ネットワークに接続する情報機器を含む。
 - イ 本学により、所有又は管理されているもの
 - ロ 本学との契約あるいは他の協定に従って提供されるもの
- (2) この規程において「情報ネットワーク」とは、次のものをいう。
 - イ 本学により、所有又は管理されている全ての情報ネットワーク
 - ロ 本学との契約あるいは他の協定に従って提供される全ての情報ネットワーク
- (3) この規程において「情報」とは、次のものをいう。
 - イ 情報システム内部に記録された情報
 - ロ 情報システム外部の電磁的記録媒体に記録された情報
 - ハ 情報システムに関係がある書面に記載された情報
- (4) この規程において「情報資産」とは、情報システム及び情報をいう。

- (5) この規程において「情報セキュリティポリシー」（以下「ポリシー」という。）とは、国立大学法人鳴門教育大学情報セキュリティ基本方針（平成29年3月1日学長裁定）、本規程並びに本規程に基づいて策定される基準、要項、手順、ガイドライン及び計画をいう。
- (6) この規程において「手順」とは、ポリシーに基づいて策定される具体的な手順、マニュアル及びガイドラインをいう。
- (7) この規程において「コース等」とは、大学院の各コース、附属図書館、各センター、各附属学校（園）、監査室及び事務組織の各課をいう。
- (8) この規程において「教職員等」とは、役員及び本学に勤務する全ての者（パートタイム職員、外国人客員研究員及び再任用職員を含む。）をいう。
- (9) この規程において「学生等」とは、学部学生、大学院学生、研究生、科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生及び教員研修留学生並びに附属学校の児童及び生徒をいう。
- (10) この規程において「本学構成員」とは、教職員等及び学生等をいう。
- (11) この規程において「臨時利用者」とは、本学構成員以外の者で情報システムを臨時に利用する許可を受けて利用する者をいう。
- (12) この規程において「情報セキュリティ」とは、情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
- (13) この規程において「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、コンピュータによる情報処理の用に供されるものをいう。
- (14) この規程において「インシデント」とは、情報セキュリティに関し、意図的または偶発的に生じる、本学規程または法律に反する事故あるいは事件をいう。
- (15) この規程において「個人情報」とは、国立大学法人鳴門教育大学個人情報保護規則（平成17年4月13日規則第25号）第2条第2項に定める個人情報をいう。

（適用範囲）

第3条 本規程は、本学情報システムを運用・管理するすべての者並びに利用者及び臨時利用者に適用する。

（最高情報セキュリティ責任者）

第4条 本学に最高情報セキュリティ責任者（以下「CISO」という。）を置き、理事（研究・入試・学生支援担当）をもって充てる。

2 CISOは、本学の情報セキュリティに関する総括的な権限及び責任を有する。

（情報セキュリティ統括者）

第5条 本学に情報セキュリティ統括者（以下「CISO補佐」という。）を置き、情報基盤センター所長をもって充てる。

2 CISO補佐は、CISOを補佐し、本学における情報セキュリティ対策の実施に関し統括する。

3 CISOが事故等により緊急時のポリシーの実施が困難な場合は、CISO補佐がその職務を代行する。

（情報セキュリティ責任者）

第6条 本学のコース等に、情報セキュリティ責任者を置く。

2 情報セキュリティ責任者は、当該コース等の長をもって充てる。ただし、建物の管理運用単位等により、管理することがより望ましいとCISOが判断した場合はこの限りではない。

3 情報セキュリティ責任者は、当該コース等の情報セキュリティに関する権限と責任を有する。

(委員会)

第7条 本学のポリシーに関する重要事項については、鳴門教育大学情報システム運用管理委員会（以下「委員会」という。）で審議・決定する。

(情報システム担当者)

第8条 本学のすべての情報システムに情報システム担当者を置く。

2 情報システム担当者は、研究室内の情報システムにおいては当該研究室を管理する教員、それ以外の情報システムにおいては、当該情報システムを所管するコース等の情報セキュリティ責任者が指名する者をもって充てる。

3 情報システム担当者は、当該情報システムに関する運用・管理を行う。

4 情報システム担当者は、当該情報システムにおける情報セキュリティ対策を実施する。

5 情報セキュリティ責任者と情報システム担当者の兼務はこれを妨げない。

(情報基盤センター)

第9条 情報基盤センターは、情報ネットワークに関する運用・管理を行う。

2 情報基盤センターは、情報ネットワークにおける情報セキュリティ対策を実施する。

3 情報基盤センターは、コース等の情報セキュリティ対策に係る技術的事項に関し支援を行う。

(インシデントに備えた体制)

第10条 CISOは、インシデントに備えた体制（以下「CSIRT」という。）を整備する。

2 CSIRTは、CISO補佐を責任者とし、情報基盤センター及びCISOが指名する者をもって充て、経営企画戦略課広報・デジタル推進室がこれを補佐する。

3 CSIRTは、次の各号に掲げる活動を行う。

(1) インシデントの発生に際し、情報を収集し事象を正確に把握するとともに、必要に応じて被害拡大の防止、復旧、再発の防止にかかる技術的支援や助言を行うこと。

(2) 学内のインシデントの発生状況を定期的に取りまとめ、CISOに報告するとともに、対策に関する意思決定を支援すること。

(3) インシデントへの対処能力を向上させるため、必要に応じて研修や訓練などを実施すること。

(研究室の情報セキュリティ)

第11条 研究室においては、当該研究室を管理する教員が情報セキュリティ対策を実施する。

(役割の分離)

第12条 情報セキュリティ対策の運用において、次の役割を同一の者が兼務してはならない。

(1) 承認又は許可事案の申請者とその承認者又は許可者

(2) 監査を受ける者とその監査を実施する者

(学外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為の防止)

第13条 CISOは、本学外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為の防止に関する措置についての規定を整備する。

2 本学情報システムを運用・管理・利用する者は、原則として、本学外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為の防止に関する措置を講ずる。

(情報の格付け)

第14条 CISOは、情報システムで取り扱う情報について、電磁的記録については機密性、完全性及び可用性の観点から、書面については機密性の観点から当該情報の格付け及び取扱制限の指定並びに明示等の規定を整備する。

(情報システム運用の外部委託管理)

第15条 CISOは、情報システムの運用業務のすべてまたはその一部を第三者に委託する場合には、当該第三者による情報セキュリティの確保が徹底されるよう必要な措置を講じるものとする。

(個人情報を含む情報の取扱い)

第16条 個人情報を含む情報の取扱いについては、国立大学法人鳴門教育大学個人情報保護規則（平成17年4月13日規則第25号）及び国立大学法人鳴門教育大学の保有する個人情報管理規程（平成17年2月9日規程第2号）に準拠する。

(情報セキュリティ監査)

第17条 CISOは、定期的に、情報システムのセキュリティ対策がポリシーに基づく手順に従って実施されていることを監査する。

(点検)

第18条 CISOは、コース等及び本学構成員におけるポリシーの遵守状況、インシデント発生状況について、定期的に点検を行う。

(見直し)

第19条 CISOは、新たに必要な対策の発生並びに第18条の監査及び前条の点検の結果を勘案し、委員会にポリシーの更新の審議を指示する。

2 CISOは、前項の審議結果に基づきポリシーの更新を実施する。

(雑則)

第20条 この規程に定めるもののほか、情報セキュリティに関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。